

事業継続力強化支援計画の概要

実施者名	常総市商工会 常総市
実施期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識してもらい、事前対策の必要性を周知する。また、専門家との連携によりBCP策定支援を強化する。 ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する他、速やかな復興支援策が行えるよう組織内の体制を構築し、また近隣の商工会や関係機関との連携体制を構築する。 ・ 感染症リスクに対しても、組織内の体制を構築し、また近隣の商工会や関係機関との連携体制を構築する。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事前の対策 <ol style="list-style-type: none"> 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 2) 当会自身の事業継続計画の作成 3) 関係団体等との連携 4) フォローアップ 5) 当該計画に係る訓練の実施 2. 発災後の対策 <p>【大規模自然災害】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 応急対策の実施可否の確認 SNS等を利用した安否確認や被害状況等を当会と当市で共有する。 2) 応急対策の方針決定 大まかな被害状況を確認し、3日以内に当市と情報を共有する <p>【感染症の世界的大流行（パンデミック）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 管内事業者に対するリスクの周知 発生国の経済状況と経営に影響を与えるリスクを周知する。 2) 管内事業者の被害状況の確認 当会は、巡回・電話等により会員事業者の被害状況を確認する。 3) 被害情報の共有 当市と当会は被害情報等を共有する。 4) 被害情報の報告 当市においては県に報告し、当会においては県連に報告を行う。 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 当会と当市が共有した情報を県の指定する方法で報告する。 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 相談窓口の設置、応急時に有効な被害事業者施策の周知。 5. 管内小規模事業者に対する復興支援 県の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め支援を行う。また、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは、対応が困難な場合には他の地域からの応援派遣等を県などに相談する。
連絡先	<p>常総市商工会 〒303-0003 茨城県常総市水海道橋本町 3552-1 電話：0297 (22) 2121 / FAX：0297 (22) 2124 E-mail: info@joso.or.jp</p> <p>常総市 産業振興部商工観光課 〒303-8501 茨城県常総市水海道諏訪町 3222 番地 3 電話：0297 (23) 9088 / FAX：0297 (22) 8864 E-mail: shokou@city.joso.lg.jp</p>